

秋田市太平山自然学習センター食事提供業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、秋田市太平山自然学習センター（以下「センター」という。）における食事提供業務について、その仕様を定めるものとする。なお、業務実施にあたっては関係諸法令を遵守し、適正に業務を実施することとする。

2 委託期間

令和7年5月13日から令和8年3月31日まで

3 施設概要等

(1) 施設名 秋田市太平山自然学習センター

(2) 所在地 秋田市仁別字マンタラメ227番地1

(3) 休館日

ア 第2および第4月曜日（その日が国民の休日に当たるときはその翌日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 過去3年の利用実績（令和2年度～令和4年度除く）

ア 平成30年度

利用日数 190日(利用日数)／335日(開館日数) 利用率57%

利用者数 実人数8,003人、延べ人数14,754人／335日(1日44人)

イ 令和元年度

利用日数 196日(利用日数)／336日(開館日数) 利用率58%

利用者数 実人数8,133人、延べ人数15,151人／336日(1日45人)

ウ 令和5年度

利用日数 204日(利用日数)／336日(開館日数) 利用率61%

利用者数 実人数7,269人、延べ人数12,924人／336日(1日38人)

4 委託業務実施計画書

受託者は、委託業務について委託業務実施計画書および異常時・緊急時の行動フローチャートならびに組織体系表を委託者に提出し、承認を得ること。また、業務実施後は必要に応じて改善提案書を作成し、委託者に提出すること。

5 委託業務実施報告書

受託者は、業務を実施した翌月の7日までに、委託業務実施報告書（月報）を委託者に提出し、確認を受けるものとする。

6 委託者との定期協議

委託業務の実施に際しては、委託者と定期的な協議を行い、適正な業務の遂行に万全を期するものとする。

7 業務内容

(1) 衛生管理等

ア 衛生管理

受託者は、事業所内に食事提供の実施を指揮、監督する管理責任者を配置し、常に衛生面に配慮して調理および配食を行うことができるよう、厨房設備、配食容器等の衛生管理に注意すること。

イ 食事の検査

受託者は、提供する食事の検査を実施し、検査結果を踏まえ、必要があれば献立等の見直しをすること。

ウ 容器等

食事提供に用いる容器等は、安全性に優れ、衛生面に配慮したものであること。

(ア) 御飯は、まとめて保温箱に入れ、一定の温度を保った状態で納品すること。保温箱は未洗浄の状態で返却するので、後日回収すること。

(イ) おかずは、個別に使い捨て容器に入れ、納品すること。

(ウ) 御飯用使い捨てどんぶり、みそ汁用使い捨て容器、割り箸、湿式紙製手拭きおしぼりを附属すること。

(2) 食事提供等

ア 利用者

(ア) 秋田市立学校宿泊研修利用者（小学校5年、中学校1年、引率者）

（小学校：38校約2,300人、中学校：21校約2,400人）

a 令和元年度実績 基本食 16,250食

b 令和5年度実績 基本食 14,510食

c 令和6年度実績 基本食 14,504食

(イ) 一般利用者

a 平成元年度実績 基本食 4,720食

b 令和5年度実績 基本食 2,471食

c 令和6年度実績 基本食 3,233食

イ 提供日・提供方式・配食時間

(ア) 食事提供は、食事日の3日前の正午まで連絡があれば提供すること。

(イ) 提供方式は、弁当配達方式とする。なお、1回の配達数は10食以上とする。

(ウ) 配食時間は、朝食5:30～6:30、昼食10:30～11:30、夕食15:30～16:30とする。

ウ メニュー

(ア) 朝・昼・夕食の基本食を基本メニューとする。

(イ) 基本メニュー以外は特別注文（特注）とする。ただし、受託者の提供可能な範囲で提供できるものとする。

(ウ) 連泊利用者において基本食のみの場合は、日替わりで基本食の中身の変更を可能な範囲で行うこと。

(エ) アレルギーへの対応は、可能な範囲で行うこと。

(3) 食事料金・委託料・食事料金徴収

ア 食事料金

食事料金表【基本食】 (税込)

区分		秋田市立学校 宿泊研修利用者	一般利用者
朝食	未就学児	-	円
	小学生	円 (半額 円)	円
	中学生以上	円 (半額 円)	円
昼食	未就学児	-	円
	小学生	円 (半額 円)	円
	中学生以上	円 (半額 円)	円
夕食	未就学児	-	円
	小学生	円 (半額 円)	円
	中学生以上	円 (半額 円)	円
備考	ご飯量	未就学児(3~5歳)	160 g
		小学生(6~11歳)	250 g
		中学生以上(12歳~)	300 g

なお、食材料等の著しい変動に伴い、食事料金の見直しが必要となった場合は、委託者と受託者で協議するものとする。

イ 委託料の支払

委託者は、秋田市立学校宿泊研修利用者1人当たり基本食3食を限度として、食事料金の半額を受託者へ支払うものとする。

ウ 食事料金の徴収

受託者は、秋田市立学校宿泊研修利用者の基本食食事料金の半額および一般利用者の基本食食事料金の全額を、自らの責において利用者から徴収するものとする。

エ 食事の変更・キャンセル

利用者は、事前に申し込んだ食事数について、食事日の3日前の正午まで変更およびキャンセルすることができる。それ以降にキャンセルした場合は、食事料金の全額を受託者へ支払うこととする。

(4) 損害賠償責任

受託者は、食中毒等の自らの責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、利用者に対して損害賠償を行うこと。

8 提出書類等

入札参加申し込み時に、基本食の献立表を委託者に提出し許可を得ること。

9 その他

(1) 食品の衛生管理について、秋田市保健所の指導に基づき十分の配慮するとともに、食中毒が発生することのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 本業務内容に記載されていないものについても、委託者から依頼された場合、可能な範囲で対応すること。